

みらいのさと太陽
通所リハビリテーション事業所
運 営 規 程

〒920-8201

金沢市鞍月東1丁目17番地

TEL 076-237-2821

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 「映寿会」が開設する指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業者が事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員が要介護状態にある高齢者に対し適正な通所リハビリテーション介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション〔指定予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 8 前7項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第46号）」、「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第47号）」その他関係法

令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 みらいのさと太陽
- 二 所在地 金沢市鞍月東1丁目17番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1人
医師は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所リハビリテーション介護の提供にあたるものとする。
- 二 通所リハビリテーション職員
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3人以上
看護職員 2人以上
介護職員 10人以上

従業員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成するとともに、その提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
休業日 12月30日～1月3日とする。
- 二 営業時間 午前9時30分から午後4時までとする。
- 三 通常の営業時間外の延長サービス提供時間
朝：午前8時00分～ 9時30分
夕：午後4時00分～ 6時00分

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は、35名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 病状、障害の観察及び、バイタルサインのチェック
- 二 理学療法、作業療法、音楽療法等によるリハビリテーション
- 三 入浴、洗髪等による清潔保持
- 四 食事及び排泄等による日常生活動作のリハビリ及び援助

五 車による送迎

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

(通所リハビリテーションサービス計画の作成)

第9条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能評価、作業能力評価等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既にサービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を実施記録に記載する。

(利用料等)

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割の額とする。また、介護報酬告示は、事業所の見やすい所に掲示する。

- 2 前項に掲げるものの他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。

一 利用者からの選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

ア 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1Kmにつき300円

二 指定通所リハビリテーションにおいて通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

・ 8時間以上9時間未満 50円

・ 9時間以上 100円

三 昼食費（おやつ代含む） 800円

四 オムツ代 実費相当とする

五 日常生活品費 200円／日

- 3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名・捺印を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定（介護予防）通所リハビリテーション従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時の対応)

第12条 従業者は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。

- 4 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年3回行うものとする。

- 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

- 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であつて、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体の拘束等）

第17条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該通所者または他の通所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（業務継続計画の作成）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理等）

第19条 事業者は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第20条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ

め、文書により得ておくものとする。

(地域との連携)

第21条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(従業員の研修)

第22条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定短期入所療養介護等を提供できるよう、従業員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業者は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年12回以上

3 事業者は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第23条 事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由

(4) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(7) 人権擁護、虐待防止等に関すること。

2 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「医療法人社団映寿会」が定めるものとする。

2 事業者は、適切な指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方

針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

【附 則】

この規定は、平成17年10月 1日から施行する。

平成20年	6月	1日	改定	
平成21年	4月	1日	改定	
平成22年	10月20日		改定	
平成24年	1月	1日	改定	
平成24年	2月15日		改定	
平成24年	4月	1日	改定	
平成24年	5月	1日	改定	
平成24年	10月	1日	改定	
平成25年	4月	1日	改定	規模の変更に伴う料金の変更
平成25年	6月	1日	改定	職員体制の変更
平成26年	10月	1日	改定	職員体制の変更
平成27年	4月	1日	改定	介護保険法改正による料金等の変更
平成27年	6月	1日	改定	管理者変更
平成28年	4月	1日	改訂	規模の変更に伴う料金の変更
平成29年	1月	1日	改訂	管理者変更
平成30年	4月	1日	改訂	介護保険法改正による料金等などの変更
令和 1年	5月	1日	改定	改元に伴う年表示変更
令和 1年	10月	1日	改訂	介護保険法改正による料金等などの変更
令和 1年	11月	1日	改定	管理者変更
令和 3年	4月	1日	改訂	介護保険法改正による料金等などの変更
令和 3年	11月22日		改訂	利用定員の変更
令和 4年	4月16日		改訂	一部内容変更
令和 4年	5月	1日	改訂	利用定員の変更
令和 4年	10月	1日	改定	一部内容変更
令和 6年	4月	1日	改訂	介護保険法改正による単位数・料金・定員等の変更